

令和元年度 事務事業評価シート(詳細) ※平成30年度に実施した事業を評価しています

基本情報

事務事業名	私立幼稚園運営補助金									
担当部署	保育課		事業コード	15						
所属長	富田 広之			事業区分	ソフト事業					
予算事業名	私立幼稚園等助成			新規・継続	継続					
予算事業コード	会計	10	款	10	項	01	目	03	事業開始年度	平成3年度

1. 事業の位置付け、関連事業及び法令による実施義務等(Plan)

第四次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)

基本目標(章)	第1章	子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち	法令による実施義務	義務ではない
施策	3	幼児期の教育・保育と学童保育の充実	根拠となる法令	なし
取組施策	1	幼児教育の支援	その他実施根拠(条例、要綱等)	川越市私立幼稚園運営補助金交付要綱
関連事業	なし			

2. 事業の目的と概要(Plan)

実施主体	補助金			
対象(誰・何を対象に)	川越市内に所在する私立幼稚園			
目的(対象をどのようにしたいか)	質の高い幼児教育が受けられるよう教員の育成や、安心して園児が過ごすことが出来る環境の整備を行うため。			
事業の概要(活動内容、実施手段・方法など)	1園につき90万円、園児1人につき9千円を、年2回に分けて補助金を交付する。			

3. 前年度に立てた計画(Plan)

市内幼稚園から、補助金交付申請書を受付。川越市私立幼稚園運営補助金交付要綱に基づき、審査後、補助金額を決定し、補助金決定通知書を発行。補助事業完了後、補助事業実績報告書を提出してもらい、川越市私立幼稚園運営補助金交付要綱に基づき審査し、補助金交付額確定通知書を発行。

4. 取組実績(Do)

29園から、補助金交付申請書の提出があり、9月と3月に補助金の交付を行った。

5. 実施にかかるコスト(Do)

(単位:千円)

(1) 支出の部		28年度	29年度	30年度	元年度(見込額)	備考
人件費	A	1,793	1,825	1,825	1,825	
	正規職員(1年間の従事人数)	0.24人	0.24人	0.24人	0.24人	
	臨時職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	
事業費	B	81,900	78,759	77,679	71,100	
	補助金	81,900	78,759	77,679	71,100	
総支出(A+B)		83,693	80,584	79,504	72,925	

(2) 収入の部

国庫支出金	0	0	0	0	
県支出金	0	0	0	0	
地方債	0	0	0	0	
使用料・手数料	0	0	0	0	
その他特定財源	0	0	0	0	
一般財源	83,693	80,584	79,504	72,925	
総収入	83,693	80,584	79,504	72,925	

6. 指標による分析 (Check)

(1) 活動指標

評価指標	単位	28年度	29年度	30年度	元年度(予定)	単位当たり費用 (下段は前年度)
交付対象人数	人	6,100	5,851	5,731	5,200	13.87
指標の定義・説明	対象となる園児数					13.77
交付対象園	園	30	29	29	27	#REF!
指標の定義・説明	対象となる園数					#REF!

(2) 成果指標

評価指標	単位	28年度	29年度	30年度	元年度目標値	将来目標値	単位当たり費用 (下段は前年度)
				(目標)		年度	#DIV/0!
				(実績)		年度	#DIV/0!
指標の定義・説明							#DIV/0!
				(目標)		年度	#DIV/0!
				(実績)		年度	#DIV/0!
指標の定義・説明							#DIV/0!

7. 評価 (Check)

項目	評価	評価コメント及び課題等
必要性	B	市が関与することが妥当であるか、時代の潮流や市民ニーズに対して目的や内容が合っているか 保護者が安心して幼稚園に預けることが出来るよう、園児への適切な教育支援の観点及び健全なる幼稚園運営をする意味で、市が補助を行うことは必要である。
有効性	A	施策の目標の達成に貢献しているか 人生においてとても重要な幼児期の教育を行う幼稚園に補助を行うことにより、安心して子どもを育てる環境づくりに貢献している。
達成度	A	設定した活動・成果指標の目標を達成しているか 対象園29園、対象人数5,731人分の補助金を交付した。
効率性	B	民間委託や指定管理者制度の導入は可能か、コスト削減の余地はあるか、受益と負担(補助)の適正化が図られているか 幼稚園も教育時間のみで終わることなく、預かり保育も増えてきている状況である。しかも、令和元年10月より幼児教育・保育無償化が開始されることに伴い、幼稚園にも希望者が増えることも予想される。一律に補助額削減をすることにより、預かり保育をやめることになると保育ニーズに応えられないことにもなることから慎重な検討が必要と思われる。
総合評価	A	私立幼稚園については、学校教育を行う重要な施設であり、幼児教育の質の向上及び環境の整備等を行い、安定的な幼稚園を運営させる必要がある。また、今後新たな事務負担が増えることになり、経費の増加も見込まれる。よって、事務の効率化が図れるように検討を行う。

8. 今後の方向性及び今後の取組(改善策など) (Action)

今後の方向性	改善
元年度	引き続き、補助金を交付し、園児への教育支援を推進していく
2年度	幼児教育・保育無償化が始まることにより、幼稚園も一定程度まで保育料が無償化の対象となる。ここ数年園児数が減っているが、下げ止まることも予想される。今年度の状況を鑑みて、補助額の検討を行う。

【参考】

(1) 比較参考値(他市での類似事業の例など)

県内では越谷市(1園674千円、1人2,9千円)、坂戸市(1園110千円、1人700円)、東松山市(1園150千円、1人250円)等で補助金の制度有り(30年度)

(2) これまでの見直しや改善等の経過

平成22年度に補助額(1園に対して10万円、児童1人に対して1千円)の削減を行った。

川越市私立幼稚園運営補助金

1 目的

幼児教育の振興、私立幼稚園の教員の育成及び施設等の充実、並びに保護者の負担軽減を図る

2 補助対象事業

川越市内に存する私立幼稚園の運営に係る事業とし、経費は補助事業の実施に要する経費とする。

3 実施根拠

川越市私立幼稚園運営補助金交付要綱

4 補助額

1園 900,000円 + 9,000円×園児数

(要綱では 1園 1,000,000円 + 10,000円×園児数)

※認定こども園に移行した幼稚園は除く

園児数は、毎年5月1日現在の在園児数

5 事業の経緯

平成3年度より開始

平成9年 1園 1,000,000円 + 5,000円×園児数

平成10年 1園 1,000,000円 + 7,500円×園児数

平成11年 1園 1,000,000円 + 10,000円×園児数

平成22年 10%カットを行い

1園 900,000円 + 9,000円×園児数

6 過去5年間の実績

年度	園数	園児数	補助金額
30	29	5,731人	77,679,000円
29	29	5,851人	78,759,000円
28	30	6,100人	81,900,000円
27	32	6,400人	86,400,000円
26	32	6,462人	86,958,000円

7 令和元年度の市内幼稚園在園状況（令和元年5月1日現在）

市内私立幼稚園 27園

認可定員 6,475人

在園児数 5,179人（市外者含む）

平均約75%となっており、定員を上廻っている園は4園のみで、大多数は定員を下廻っている。

（参考）

市内認可保育所在園状況（令和元年4月1日現在）

	設置数	定員	入所者数
公立保育園	20園	1,770人	1,669人
私立保育園	36園	2,667人	2,665人
地域型保育事業所	27園	456人	407人
合計	83園	4,893人	4,741人

※私立保育園については、分園3園含む。

※管外委託除く。

8 他市の状況

別紙のとおり

9 申請から補助金交付の流れ

○上半期に補助金交付申請書、収支計算書、事業計画書の提出

↓

○9月中に補助金決定通知書の送付

↓

○9月末に補助額の半分を振込

↓

○3月末に残りの補助額を振込

↓

○出納整理期間中に、実績報告書、補助事業成果報告書及び収支計算書の提出

↓

○補助金交付額確定通知書の送付

8 他市の状況

自治体名	補助金名	補助対象経費	補助額
越谷市	私立幼稚園振興補助金	(1) 教具、教材、図書その他幼児の教育に係る基礎を培うものに要する経費 (2) 幼児教育の環境の整備に要する経費 (3) 幼児の安全確保に資する設備、備品等の購入又はリースに要する経費	1 園あたり674,000円 (年) 園児 1 人あたり2,900円 (年)
坂戸市	私立幼稚園運営費補助金	私立幼稚園の運営に要する経費	1 園あたり110,000円 (年) 園児 1 人あたり700円 (年)
東松山市	私立幼稚園等運営費事務費補助金	(1) 運営費・・・人件費、需用費、備品購入費、施設管理費等 (2) 事務費・・・就園奨励費の手数料	(1) 運営費 1 園あたり150,000円 (年) 園児 1 人あたり250円 (年) (2) 事務費 園児 1 人あたり100円 (年)
幸手市	私立幼稚園振興補助金	人件費、需用費、備品購入費、施設管理費等で幼稚園の運営に関する経費	1 園あたり540,000円 (年) 園児が200名以上いる園は 園児 1 人あたり1,000円 (年)
吉川市	私立幼稚園振興補助金	(1) 幼児教育に必要な教材、教具及び図書の購入に要する経費 (2) 学校基本調査によるところの教職員の資質の向上活動に要する経費	1 園あたり 111,200円 (年) 園時 1 人あたり 380円 (年) 教職員 1 人あたり 4,500円 (年)
戸田市	私立幼稚園振興補助金	(1) 私立幼稚園補助金・・・幼稚園の施設の整備、修繕又は物品の購入に要する経費 (2) 私立幼稚園教職員研修費補助金・・・幼稚園の教職員の研修に要する経費 (3) 私立幼稚園事務費補助金・・・私立幼稚園保育料等補助金の交付申請等に係る一連の事務処理に要する経費	(1) 1 園あたり 600,000円 (年) (2) 教職員 1 人あたり 24,000円 (年) (3) 園児 1 人あたり600円 (年)
上尾市	私立幼稚園補助金	(1) 市が私立の幼稚園に対し依頼する事務に要する経費 (2) 園児の健康診断に要する経費	1 園あたり 810,000円 (年)
行田市	私立幼稚園運営費補助金	私立幼稚園の運営に係る事業	1 園あたり130,000円 (年) 園児 1 人あたり300円 (年)

幼児教育・保育無償化による影響について

※市が負担する割合を表にしたものです。

今回の無償化は、利用される保護者の負担を軽減する
というもので、施設等に対して支給するというものではありません。

※川越市内にある幼稚園は、新制度未移行幼稚園です。

事業名	負担割合
施設型給付費 (1号) 【認定こども園】	国1/2 県1/4 市1/4
【新】 施設等利用費 (1号) 預かり保育事業 【認定こども園】	H31.4～R1.9 補助なし R1.10～ 国1/2 県1/4 市1/4
就園奨励費 【新制度未移行幼稚園】	H31.4～R1.9 国1/3 市2/3
施設等利用費 新制度未移行幼稚園 【新制度未移行幼稚園】	R1.10～ 国1/2 県1/4 市1/4
【新】 施設等利用費 預かり保育事業 【新制度未移行幼稚園】	H31.4～R1.9 補助なし R1.10～ 国1/2 県1/4 市1/4
【新】 施設等利用費 認可外保育施設等 【認可外保育施設等】	H31.4～R1.9 補助なし R1.10～ 国1/2 県1/4 市1/4
施設型給付費 (2号／私立) 【保育園】	国1/2 県1/4 市1/4
公立保育所保育料 (2号／公立) 【保育園】	市10/10

川越市私立幼稚園運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、幼児教育の振興、私立幼稚園の教員の育成及び施設等の充実、並びに保護者の負担軽減を図るため川越市内に存する私立幼稚園に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、川越市内に存する私立幼稚園の運営に係る事業（以下「補助事業」という。）とし、経費は補助事業の実施に要する経費とする。

(補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は、1園について1,000,000円と10,000円に園児数を乗じて得た額との合計額を上限とする。ただし、当該所要経費の額をこえないものとする。

2 前項の補助金は、毎年度、9月及び3月の2期に分割して交付するものとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、毎年8月31日とする。

(記載事項)

第5条 規則第4条第2項第5号に規定する市長の定める事項は次のとおりとする。

(1) 補助事業に関する事業計画

(2) 補助事業に関する収支予算

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、市長の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(添付書類)

第9条 規則第13条の報告書には、補助事業成果報告書及び収支決算書を添付しなければならない。

(報告書の提出期限等)

第10条 規則第13条の報告書の提出期限は、当該年度終了後50日以内とする。

(確定通知書)

第11条 規則第14条第1項の規定により補助金の額を確定し、通知するときは、様式第4号によるものとする。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する（一部改正）。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する（一部改正）。

附 則

この要綱は、決裁日（平成22年7月21日市長決裁）から施行する（一部改正）。